

訪問介護の介護報酬額及びその運用について

I 訪問介護の介護報酬

身体介護中心型（30分以上1時間未満）	402単位
複合型（同上）	278単位
家事援助中心型（同上）	153単位

（地域によって1単位＝10～10.72円）

* 上記単位数は、訪問介護事業所のうち営利法人により運営されている事業所の経営実態を基に、管理部門の費用等の間接的な経費も見込んで設定したものであり、サービス提供の対価として事業者を支払われることとなる。

II 訪問介護の介護報酬に係る運用について（解釈通知のポイント）

1 訪問介護の区分の明確化

（1）複合型の導入の意義

複合型は、1回の訪問介護につき、身体介護と家事援助のいずれが中心とも言いがたい場合も存在することから、利用者と事業者の間での混乱を避けるために設けられたものであり、身体介護中心型、家事援助中心型の2区分のいずれかへの区分が困難な場合に適用されるもの。

（2）「型」の適用の基本的考え方

身体介護に要する一般的な時間や内容から見て、身体介護を構成する個々の行為を

ア 比較的手間のかからない「動作介護」

（体位交換、移動介助等）

イ ある程度手間のかかる「身の回り介護」

（排泄介助、更衣介助等）

ウ さらに長い時間で手間のかかる「生活介護」

（食事介助、全身浴介助等）

に大きく分類し、これらを基に次のような基本的考え方によりそれぞれの型を適用する。

- ① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合
 - ・ 専ら身体介護を行う場合
 - ・ 主に「生活介護」や「身の回り介護」を行い、これに関連して若干の家事援助を行う場合
(例) 簡単な調理の後、食事介助を行う場合。
- ② 家事援助中心型の所定単位数が算定される場合
 - ・ 専ら家事援助を行う場合
 - ・ 家事援助に伴い若干の「動作介護」を若干行う場合
(例) 利用者の居室から居間までの移動介助を行った後、居室の掃除を行う場合。
- ③ 複合型の所定単位数が算定される場合
 - ・ ①、②以外の中間的な場合
(例) 寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合。

(3) 「型」の決定

訪問介護事業者は、これらの基本的考え方を基準に、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定する。

2 「家事援助中心型」の適用の考え方について

「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

具体的な運用については、一律の基準で判断を行うものではなく、個々の事情に応じ、介護支援専門員、市町村等現場の良識ある判断によるべきものである。